

第12号議案

平成25年度京都府電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度京都府電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 供給電力量 | 43,369,249キロワット時 |
| (2) 供給電力料金 | 422,182,000円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	電気事業収益		423,640千円
第1項	営業収益		422,466千円
第2項	財務収益		1,174千円
		支	出
第1款	電気事業費用		419,807千円
第1項	営業費用		401,345千円
第2項	財務費用		7,920千円
第3項	事業外費用		9,541千円
第4項	特別損失		1千円

第 5 項 予 備 費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 142,145千円は、当年度分消費税資本的収支調整額 3,576千円及び過年度分損益勘定留保資金 138,569千円で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	1千円
第 1 項	固 定 資 産 売 却 代 金	1千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	142,146千円
第 1 項	建 設 改 良 費	75,108千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	66,038千円
第 3 項	予 備 費	1,000千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 104,167千円

平成 25 年 2 月 21 日 提出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二